

宇城市産業振興促進計画

令和7年5月28日作成
熊本県宇城市

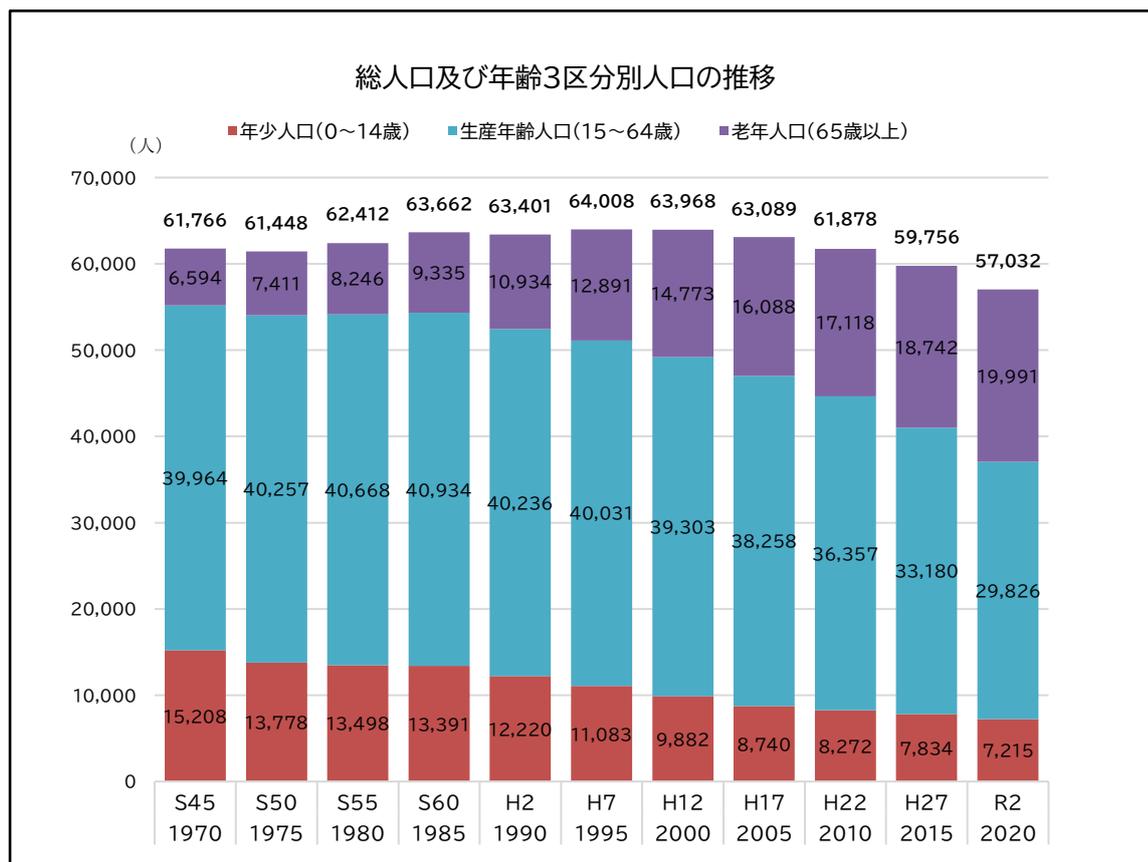
1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

宇城市は、熊本県のほぼ中央に位置し、県の中心都市である熊本市と県南の工業都市八代市のほぼ中間に位置し、西は上天草市、東は美里町、甲佐町に接し、自然環境と都市的機能を併せ持ったバランスのとれた豊かな地域である。

面積は188.67平方キロメートルであり、平成17年に宇土郡の旧三角町、旧不知火町、下益城郡の旧松橋町、旧小川町、旧豊野町の5町が合併して誕生し、令和7年1月に市制移行20周年を迎えた。

合併した平成17年の国勢調査人口は63,089人であったが、令和2年には57,032人となり、合併後15年間で6,057人の人口が減少している。



資料：国勢調査（H27、R2 は不詳補完値）

市全体として近年の人口減少や国内の経済情勢の悪化による企業の倒産や商店街のシャッター通り化、車社会による郊外への人口流出や雇用場所の減少による人口流出で地域経済の衰退が問題化している。

こうした中、本市においては、平成29年に策定した第2次総合計画の基本構想で掲げた将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」を目指して6つの基本目標を設定し、その中で産業振興に関する目標として「持続する」まちづくりとして、雇用機会の拡大に向けた企業誘致の促進を掲げ、各種施策を展開してきた。

また、令和7年度からの次期総合計画においても、「地域経済の持続的な発展」という課題に対し、商工業の振興、地場産業の育成、企業誘致による雇用の拡大・創出に向けた取組みを展開することとしている。

このため、令和2年に、本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期間到来に伴い、新たに計画を策定するものである。

（2）前計画の評価

ア. 前計画における取組及び目標

本市が令和2年に認定された宇城市産業振興計画（令和2年度～令和6年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<市>

- ①宇城市企業振興促進条例により基準を満たす企業については固定資産税の課税免除または不均一課税を行い、企業による施設の新増設を促進する。
- ②半島地域における割増償却の適用により、市外や既存の企業が指定地域に進出または、新たな事業展開を行いやすい環境づくりを行う。
- ③市の広報やHPにおいて、半島地域における制度の周知を行う。
- ④企業誘致を積極的に行うとともに、市の地域振興課雇用対策係において、企業からの各種相談対応を行う。
- ⑤市が設置した農林水産物直売交流施設においては、農林水産業者が生産した農林水産物等の販売を行い、生産者と消費者、農村と都市住民との交流促進を図る。

<宇城市商工会、観光物産協会>

- ①商工会、観光物産協会へ半島地域における租税特別措置制度の周知依頼を行い、会員へ周知を図る。

<熊本県>

- ①地元への波及効果が大きく、産業振興を図るうえで有用と認められる企業の立地を促進するため、一定条件を満たす新設、増設を行う企業に対して立地促進補助金を交付する。
- ②租税特別措置を促進するため、県の企業向けホームページで周知を図る。

【目標】	
(1) 設備投資の活性化に関する目標 (令和2年度～令和6年度)	
新規設備投資件数 (件)	2件
(2) 雇用・人口に関する目標 (令和2年度～令和6年度)	
新規雇用者数 (人)	5人
移住者数 (人)	10人
社会増減 (人)	△315人未満
(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)	
①説明会の実施	市での事業者向け説明会を1回程度開催する。
②Web 媒体等による情報発信	市のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを掲載し、市広報紙にて1回程度情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

イ. 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において、令和6年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】	
(1) 設備投資の活性化に関する目標 (令和2年度～令和6年度)	
新規設備投資件数 (件)	4件
(2) 雇用・人口に関する目標 (令和2年度～令和6年度)	
新規雇用者数 (人)	16人
移住者数 (人)	17人
社会増減 (人)	△111人
(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)	
①説明会の実施	事業者への訪問による個別説明の実施
②Web 媒体等による情報発信	市のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを掲載した。
③事業者への直接周知	商工会にチラシを配布し、会員等への周知を依頼した。
【成果及び課題】	
・半島税制の周知により事業者の設備投資が実現したケースがあったが、全体的に認知度が低いため、周知が課題	

ウ. 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (ii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iii) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された天草宇土半島における宇城市（旧不知火町に限る。）とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農林水産業の現状は、農業が基幹産業であり、農業経営体も第一次産業従事者の約9割を占めている。市の多彩な自然環境を活かし、米、メロン、トマト及び不知火等の柑橘類、花き、野菜などの栽培が盛んであり、農業産出額は、233億円（令和4年市町村別農業算出額推計）となっている。

水産業については、シジミ・アサリの成育環境の保全や牡蠣養殖の支援、稚魚・稚貝等種苗放流の実施など、資源管理型の栽培漁業の推進により魚介類の水揚げ高の確保を図っている。

本市の農業従事者数は平成17年の4,999人から令和2年の3,671人と減少している。また、農業従事者数3,671人のうち1,934人が65歳以上で約50%を高齢者が占めており、農業従事者の高齢化や後継者の減少がみられる（令和2年農林業センサス）。漁業従事者においても、高齢化や後継者の不在、漁獲量の減少や魚価の低迷もあいまって減少の一途をたどっている。そのため、本市の産業基盤となる第1次産業の持続的発展に向けて、農水産物のブランド化や販路拡大、6次産業化の推進による安定した収入の確保及び後継者の確保・育成が課題となっている。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市の製造業の現状は、熊本県の中央に位置しアクセス性に優れているため製造業の立地が多い。特に製造品出荷額の約4割を食料品が占め雇用の確保にも大きく寄与している。次いで金属製品、輸送用機器、電子部品の順となっている（令和3年経済センサスー活動調査）。一方で商業に目を向けてみると、インターネットを経由した売上の増加、

大型商業施設の進出により、小売店は厳しい状況に置かれている。

今後、新たな創業者への各種支援を行い創業の促進、強化を図る必要がある。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業の現状は、市内の産業に占める割合は少ない。企業が参入しやすい環境をPRし、市内の新たな産業進出の促進が必要である。

(4) 観光（旅館業を含む）

観光の現状は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三角西港や不知火町松合地区の白壁土蔵群などの歴史的景観や県内有数の観光地である天草の玄関口という立地特性を活かし、年間166万人の観光入込客数となっている。一方で、天草や熊本市に近いこと、観光客の受け入れが可能な宿泊施設が乏しいことから、観光入込客数に占める日帰り客の割合が高い。今後、農林水産業とも連携した滞在型観光や体験型観光の環境整備に努め、市内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を図る必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
新規就農者支援事業	国の新規就農者育成総合対策等を活用し、就農意欲の喚起、就農後の所得の安定を図ると共に、宇城地域振興局等と連携して営農指導等の支援を行い経営の安定化を図る。
農水産物の販路拡大・6次産業化支援事業	ビジネスマッチングの機会を設け新規取引先の開拓、6次産業化に向けた支援を行う。
農業基盤整備事業	農地の大区画化・汎用化等による農業生産性の向上を図るため基盤整備事業を推進する。

実施主体・主な役割	
市	新規就農者育成総合対策等の実施 農水産物の販路拡大・6次産業化支援事業の実施

	農業基盤整備事業の実施 漁港・海岸保全施設の機能保全
宇城市地域商社推進協議会	域外への販売ルートの確立・拡大
農業協同組合	新規就農者への指導・助言
県	新規就農者への指導・助言 就農計画の精査
漁業協同組合	魚介類の成育環境の保全 養殖事業の研究とブランドの確立
観光物産協会	観光と連携した農水産物のPR

(2) 製造業

取組事業	説明
創業支援	相談窓口の設置、チャレンジショップの支援により創業しやすい環境を整える。
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた補助制度・利子補給を実施し、経営の安定化を図る。

実施主体・主な役割	
市	相談窓口の設置、チャレンジショップの支援 市の補助制度・利子補給の設置
商工会	市の補助制度・利子補給の斡旋 各種相談会の実施

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光キャンペーンの実施	マーケティングに基づきニーズに合った観光キャンペーンを実施し、滞在時間の増加や観光消費額の増加を図る。
観光情報の発信	観光情報のきめ細かい発信、観光施設の利用促進を図る

実施主体・主な役割	
市	周遊ルートや滞在型観光、体験型観光の環境整備 観光ガイドブックやチラシの作成
観光物産協会	観光物産フェアの実施 関連事業者を募り観光キャンペーンを実施
地域おこし協力隊	観光情報の発信

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。

実施主体・主な役割	
市	企業立地、雇用創出に関する補助事業の創設
商工会	立地企業の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 市ホームページや広報紙による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 県の企業向けホームページによる制度周知
商工会	会員への制度の斡旋 各種相談会での制度周知
観光物産協会	会員への制度の斡旋

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活性化に関する目標（令和7年度～令和11年度）

新規設備投資件数（件）	1件（前回目標値を基に設定）
-------------	----------------

(2) 雇用・人口に関する目標（令和7年度～令和11年度）

新規雇用者数（人）	3人（令和2～6年度実績を基に設定）
移住者数（人）	5人（令和2～6年度実績を基に設定）
社会増減（人）	△87人未満（令和5年度実績を基に設定）

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

説明会の実施	市での事業者向け説明会を1回程度開催する。
Web 媒体等による情報発信	市のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを掲載し、市広報紙にて1回程度情報発信を実施する。
事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 評価計画・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口（人）	63,089	61,878	59,756	57,032
生産年齢人口（人）	38,258	36,357	33,129	29,826
老年人口（人）	16,088	17,118	18,738	19,991
高齢化率（％）	25.5	27.7	31.4	35.1

資料：国勢調査（H27 年、R2 は不詳補完値）

【人口動態】

年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
自然増減	△423	△500	△591	△512
社会増減	△80	25	95	△60
全体	△503	△475	△496	△572

資料：異動者一覧（各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの人口動態）

【産業別事業所数及び従業者数（民営）】

年	事業所数			従業者数		
	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
農林漁業	24	28	44	390	398	517
製造業	158	149	138	5,221	5,001	4,725
情報通信業	10	8	8	57	39	36
宿泊業、飲食	247	226	194	1,707	1,526	1,312

サービス業						
上記以外	1,970	1,893	1,839	14,472	14,792	16,083
合計	2,409	2,304	2,223	21,847	21,756	22,673

資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査、平成 28 年経済センサス-活動調査、令和 3 年経済センサス-活動調査

【観光入込客数】

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
観光客総数	1,922,052	1,374,166	1,465,997	1,586,125	1,667,450
日帰り客	1,880,029	1,364,714	1,457,268	1,565,827	-
宿泊客	42,023	9,452	8,729	20,298	-

資料：市商工観光課（宿泊者数は、旧三角町・旧豊野町の数）R5 年度は未確定